

## 只木ゼミ夏合宿第4問検察レジュメ(反対尋問)

文責:2班

1. 弁護側は弁護レジュメ 1 頁 32 行目以下で、暴力行為等処罰ニ関スル法律 2 条 2 項を例に C-1 説が結果の妥当性を欠くと主張するが、そもそも「常習」者を処罰する趣旨の法律で非常習者を処罰することが「妥当」といえるのか。
2. 弁護側は弁護レジュメ 1 頁 30 行目以下で「結果の妥当性を考慮していない」として C-1 説を批判しつつ、25 行目以下では A 説を「刑の均衡を失う場合があり得る」と認めながら支持している。両者の主張は矛盾するものではないか。
3. 弁護側は弁護レジュメ 2 頁 17 行目で「そもそも C-1 説の考えは妥当でない」とするが、C-1 説が前提とする「違法性は連带的に、責任は個別的に」という考えをも否定する立場なのか。